

令和6年度（2024年度） 伊万里港集荷助成金交付要綱

佐賀県伊万里港振興会

（趣旨）

第1条 佐賀県伊万里港振興会会長（以下「会長」という。）は、伊万里港国際コンテナターミナル（以下「伊万里港」という。）を利用する物流事業者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することとし、その助成金については、この要綱の定めるところによる。

（助成対象者）

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす物流事業者とする。

- 国内に事業所を有し、助成金の交付の申請時点において原則として1年以上事業活動を継続している事業者※1であること。
 - 貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）で規定する貨物利用運送事業者や、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）で規定する一般港湾運送事業を行う事業者等、船舶を持たずに、荷主から貨物を預かり輸送を行う事業者であること。
 - 次の各事項のいずれかに該当する荷主（以下、「新規獲得荷主」という。）の新規利用※2国際コンテナ貨物（以下、「新規獲得貨物」といい、小口混載貨物及び空コンテナを除く。）を、輸出又は輸入すること。
 - 新規荷主（今までに伊万里港の利用実績がない）
 - 過去3年間※3、伊万里港の利用がない荷主
 - 伊万里港を利用した新たな物流ルート※4を構築する荷主
 - 新規獲得荷主は次年度以降の伊万里港継続利用の見込があり、今後5年間※5に合計50TEU以上の国際コンテナ貨物を、伊万里港を使って輸出又は輸入する見込※6を記載した継続利用見込申告書を申請者が提出※7すること。
- 2 第1項に規定する事業者の合意があれば、第1項の以外の者も助成対象者になることができるものとする。
- 3 同一の国際コンテナ貨物に対する助成金交付対象者は1事業者のみとし、万が一

同一の国際コンテナ貨物に対して複数の申請者がある場合は、会長が助成金交付対象者を決定する。

- ※1 同一会社であっても、独立採算制をとっていることなどを理由に、支店ごとに「事業者」として申請することを妨げない。
- ※2 「新規利用」とは、「新たに」又は「過去3年間、伊万里港の利用がなかったが再び」並びに「新たな物流ルートを構築し」伊万里港を利用することとし、荷主の伊万里港利用実績を示す申告書を申請者が提出すること。但し、当該荷主が伊万里港トライアル助成金の交付申請を行う場合は、提出を省略することができる。
- ※3 「過去3年間」とは、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。
- ※4 「新たな物流ルート」とは、過去3年間、伊万里港との間で輸出入を行った実績がない国と、伊万里港を使って新たに輸出入を行うルートのこととする。但し、輸出と輸入は区別するものとする。実績となる国は、輸出の場合は揚荷港／最終船卸港(Port of Discharge)、輸入の場合は船積港／最初船積港(Port of Loading)がある国とする。
- ※5 「今後5年間」とは、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。
- ※6 過去3年間に、伊万里港との間で輸出入を行った実績がある国（輸出と輸入は区別する）との利用見込は含まない。
- ※7 新規獲得荷主が伊万里港トライアル助成金の交付申請を行う場合は、提出を省略することができる。

(助成対象期間)

- 第3条 助成対象期間は、令和6年4月1日から令和7年2月28日までとする。
- ただし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合や、会長が当該助成金の廃止を判断した場合はこの限りでない。

(助成金の額等)

- 第4条 助成金の額は、新規獲得貨物1TEU当たり1万円とする。
- 2 助成金の額は、1事業者につき300万円を上限とする。
 - 3 助成対象期間内に複数の交付申請があったため、交付すべき額が予算額を超えることとなる助成対象月は、それぞれに交付すべき額により予算残額を案分して交付するものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象期間内の1か月分を1申請とし、原則として助成対象月の翌月15日までに、伊万里港集荷助成金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、会長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の申請書を受理した場合において、内容を審査した結果、要件を満たしていると認めるときは、当該申請者に伊万里港集荷助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに伊万里港集荷助成金交付請求書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を確認し、令和7年3月31日までに助成金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第8条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行し、令和6年度分の助成金から適用する。